

令和7年度第1回河内長野市入札等監視委員会 議事概要

- 【開催日時】 令和7年8月4日（月） 午後1時50分から午後4時20分
【開催場所】 河内長野市役所4階入札室
【出席者】 （委員）3名
（市） 契約検査課長、契約検査課職員3名、その他各案件の担当課職員
【議事概要】 下記のとおり

1. 開会あいさつ（総務経営局長）

本日はお忙しいところ、本市の入札等監視委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

この度はA委員、B委員、C委員におかれましては、任期満了によります委員継続にご快諾をいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

さて、最近の本市における入札等の情勢としましては、熱中症対策として小中学校の体育館に空調を整備したり、あるいは、地域の移動支援の取組みとして、日東町と大師町にグリーンスローモビリティ「クルクル」を用いた、レベル2の自動運転を開始したり、また、南花台中央公園整備工事が本格的に着工したりと、本市の施策に取り組んでいるところでございます。

そこで、本日の委員会では、南花台中央公園整備工事などを審議案件として選定いただいております、委員の皆様におかれましては、それぞれの視点から、ご意見・ご助言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委員長の選出

審議に先立ち、委員長の選出を行った。委員の互選によりA委員が委員長として選出された。

3. 河内長野市入札等監視委員会への同席基準の策定について

本委員会において、委員及び河内長野市入札等監視委員会運営規程第3条第4項の関係者以外の者の同席について、必要な基準を定めた。

4. 報告事項（契約検査課長）

令和6年9月から令和7年3月までの入札状況（入札方式・件数・落札率等）及び指名停止措置状況（1件）について報告した。

5. 案件審議

事前に抽出された5件（工事4件・業務1件）の案件について、はじめに事務局から案

件概要（入札の方法、落札者の決定等）を説明し、続いて案件を抽出した委員より各案件の抽出理由が説明された後、各委員による内容審議が行われた。なお、案件は次のとおり。

案件 1 自動運転社会実装推進事業環境整備工事（担当：まちづくり推進課）

（1）抽出理由

自動運転の環境整備という、新しい事業について内容を聞きたい。また、随意契約なので、随契理由について詳しく審査したい。

（2）主な質問及び回答

A委員 この事業について内容や、工事に至るまでの経過を知りたい。

担当課 令和 2 年度より河内長野市全体で実施している自動運転環境整備事業があり、その一環として、令和 6 年度より実施しているものになる。今後、河内長野市内の他の地域でも実施をして、それらも遠隔で監視をすることによって、河内長野市全域の交通不便地をすべて網羅して自動運転車両が走っていくという将来像を目指し、複数地域を 1 つの拠点で監視するという体制を取れないかという実証を行うために、これまで実施していた南花台に加えて、日東町、大師町の地域での自動運転の実証を行うことが目的である。

B委員 このD社が国内で唯一施工可能なのか。

担当課 現在運用している自動運転システムと同一でないと複数地域を 1 つの拠点で監視するという体制を取れず、この自動運転システムの乗り物のメーカーであるE社が定めている施工業者が今回の条件だとこのD社のみという意見書を頂いているので、この業者しか施工できない。

B委員 意見書には唯一と書かれているという理解でよいか。

担当課 はい。D社以外に把握しておらずと書かれている。

B委員 その言い方だと、唯一の証拠にはならないのでは。意見書を信じると。

担当課 ゴルフ場または公道で誘導線を敷けて、E社製のゴルフカートに対する電磁誘導の整備がなされており、生活道路上での実施になるので、アスファルト溶解炉が必要だというこの 3 点の条件を満たし、公道での工事が可能で上記条件を満たす会社は、D社以外、把握していないとE社から聞いている。

C委員 本当にD社だけなのか。ゴルフ場も含めて、

担当課 経験がある企業としてはD社だけだと聞いている。

C委員 唯一と言われても、疑問が生じる。もう少し調べていただきたい。全国的に調査して、根拠があるのか。

担当課 他市で電磁誘導線の敷設を事業として実施している自治体に確認したが、今回のD社が施工していたと確認した。

C委員 もし事実だとしたらすごいシェアになる。日本のゴルフ場は数が多い、ゴルフ場に限らず。

C委員 R F I Dとは何か。

担当課 R F I Dタグとは、タグ側に電気が必要なく、車体側が電気を発信したときに、対する変動で指示を出すことができるものである。電磁誘導線の横に据えることによって速度の指定や一旦停止が指示できる。車両側に自動で制御をかけられる。

A委員 随契理由を見ると、「特に右左折やカーブ等曲線の技術的難易度が高い生活道路上の敷設工事について唯一の業者」だと書いているが、E社がゴルフ場の敷設をするときには他の業者も使っているのか。

担当課 ゴルフ場の中の施工だと他の事業者もできると認識している。実際、電磁誘導線の敷設、補修工事をできる業者は他にもいるが、新設の施工をする際には、E社から技術的支援を受けた会社、今回のD社以外だと難しいという回答をいただいている。

A委員 なにか特殊技術を持っているのか。

担当課 令和6年度においても、福島県いわき市など他の地域でE社と自動運転の実証実験を行っている各市町村はあるが、すべてD社が請け負っている。ということから、電磁誘導線による自動運転事業については、E社とする場合はD社のみだと認識している。

事務局 補足として、契約のやりとりを電話やメールで個別にしており、その時に対応していた方が代表取締役が直接出てくるぐらいの規模感の会社で、大きい企業だと総務の担当者の方がいると思うがそのような印象はなかった。

A委員 そのような規模感の会社が日本で唯一の業者なのか疑問に思う。何か特許を持っているとか、特殊な技術者が所属しているとか。ほかの要素が無いとしっくりこない。

担当課 E社に確認すると、D社がこの工事条件だと唯一の会社だということで、E社から正規の講習を受けた、オフィシャルに指導をしたのがD社だと説明を受けた。

指導する会社を増やさないのか、というところまで踏み込んで話ができてないが、正式にE社として技術を伝承したのは、D社なので、正式な依頼としては、公道に設置するならしっかり指導したD社に信頼しているという意味で、唯一の会社である。

C委員 穿った見方したら、癒着しているように感じる。本来危険を回避しようとするとなんか数社できるようにしておくはず。そこをE社はどう考えているのか。河内長野市側もE社以外に選べないのかと思う。公道上の工事はD社が唯一という話だったが、ゴルフ場だと他の会社も施工しているということは、D社は置いておいて、E社以外のところは電磁誘導線を設置できないのか。

B委員 正直な発想としては、先行する南花台の事業をすでにE社製で行っているのだから、今回の連続があるから、E社を使わないと回らないという、1から変えないといけないうのが本音のところですよ。本当に唯一かどうかは気になるが。

随契理由の後半、「特に右左折やカーブ等曲線の技術的難易度が高い生活道路上の敷設工事」と書いているが、難易度が低い場合だと、別の業者があるのではないかと読める書き方をしている。特にというのは補強するためにお書きになったのだと思うが、別の業者の存在をちらつかせてしまう、そういう書きぶりになってしまっている。

事務局 ゴルフ場の中で敷設できる業者はいるが、生活道路で敷設できる業者がD社のみだと区別するために、この文章を、あえて加えている。

B委員 「難易度が高い」という文はなくてもよかったのではないかと。「生活道路上の敷設工事」の文だけでよかったのでは。

担当課 今までの話にあったように、E社は公道の新設はD社に依頼してくださいとのことだったが、修繕だけでも市内業者に教えてもらうことはできないかという交渉の結果、直線の修繕は市内の別業者ができるようになった。そのため、曲線の話を書かないと補修ができる業者で工事ができると読み取られかねないと考え、記入した。

A委員 E社の技術なのでE社が自分で施工するということであれば、話もわかるが、E社が指定するこの会社しかできないというのが、どうしてもしっくりこないのが、そこが共有できているのであればいいと思う。

事務局 E社自体は建設業許可を持っているが、電磁誘導線を敷設する部署が許可を持っていない。なので、E社は技術的なことは指導できるが、実際の施工は別の業者に依頼す

るという体制になっているとのことだった。

B委員 その体制だともっと他の業者を用意すべきだが、自社で施工できず、D社しかできないというのは普及していく上では、おかしい体制なのでは。

事務局 E社自身が施工できれば、こんな遠回りな随契理由にする必要も無いが、E社自体が元請の施工業者にはなれないので、このような形で随契した。

B委員 日東町や大師町は、カーブが多い町なのか。

担当課 カーブや坂が多く、開発団地で基盤の目状になっている。

南花台よりも少し狭く、より生活道路としての難しさは増えている。

B委員 全くカーブが無い町というのを考えにくいので、量が多いとか何か要素があるということでしょうが、随契理由の補強材料として、カーブがたくさんあるからこそ特殊な会社でないと施工できないというように読み込めれば地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質及び目的が競争入札に適しないものをするとき）に繋がると思う。審議資料を最初読んだときと、お話を伺った後だと随契理由と実際のご説明に少し開きがあると思ったので、いろいろご質問申し上げた。

この事業自体は予定通りと見てよいのか。市のホームページを先ほど拝見して、令和6年の社会実装推進事業の資料のスケジュール表では、ほぼこのスケジュール通りだと思うが。

担当課 実際には令和6年10月、11月に工事を行い、令和7年2月1日から全体の自動運転による実証を始めた。

B委員 状況はいかがか。

担当課 課題になっているのが、地域の方に運転していただいているが、担い手を継続的に確保するのが難しい点。

B委員 ボランティアの方が運転しているのか。

担当課 はい。ボランティアの方を2つの自治会に回覧で募集したり、月に一回話し合いをして探している。

運転手の面でも、自動運転を高度化し、無人を目指していくべきだが、現実的にはまだ担い手ゼロで動かせるという状況にはなっていない。

C委員 実際、南花台は自動化出来ているのか。

担当課 運転手必須の自動化なので、交差点などのときに一時停止する。そのあと、対向車がいらないか、左右に人がいないかのチェックはまだ自動で行えないので、乗っている人が確認し、再スタートのボタンを押している。

ただ、何もない状態であれば、一時停止したときに再発進のボタンを押すだけで自動でルートを走るといった状況にはできている。

C委員 定期的に運行しているのか。時刻表か何かあるのか。

担当課 ある。(資料を見せる。)

市としては、自動運転のレベル4を目指しているが、果たしてこの地域に本当にこの形でよいのか、レベル2で運転手がいる方が良いのかどうかを含めて事業を進めている状況である。

C委員 確かに河内長野市、これだけ高齢化が進んでいるので、このような事業が必要なのは非常に実感している。

C委員 保険には入っているのか。

担当課 入っている。しかし、そもそもそこまで責任があるのなら、ボランティアは引き受けられないと言う方もいる。

C委員 ボランティアで人を集めるのはなかなか難しい。

案件2 (仮称)南花台中央公園整備工事

(担当：まちデザイン課)

(1) 抽出理由

工事金額が突出して大きく、その割には1度不調になっていて、応札者2社というところで、内容について詳しく見たいと考え抽出した。

(2) 主な質問及び回答

B委員 スタジアムを新たに造るということなのか。

担当課 今回の事業は南花台中央公園とサッカースタジアムの建設になっており、もともとあったUR都市機構の団地跡に、市と連携して活用できないかということで高槻市をホームとしていたアマチュアの女子サッカーチームの新しいホームとして、地域の活性化につなげる意味で、誘致してサッカースタジアムの建設と公園を整理する事業となっている。

B委員 その金額の中に占める割合は、ほぼスタジアムのものなのか。

担当課 都市公園全体のサッカースタジアムと公園部分の比率でいうと 6 対 4 ぐらい。サッカースタジアムはサッカーコートと観覧席とクラブハウスなどの建物で、スタジアムを取り囲むように公園があり、その公園を含めると、6 対 4 ぐらいになる。

B委員 スタジアムが高いイメージだった。6 対 4 の 4 には、Bゾーンは入っているのか。

担当課 Bゾーンは全て入っている。

B委員 6 割の部分と 4 割の部分を分けて発注するというのは現実的ではなかったのか。

担当課 建築一式工事であるが、土の工事も多く、Aゾーン、Bゾーンとも道路に囲まれているが、電気にしても排水にしても 1 ヶ所から全体に行き渡らせるという設計なので、公園とスタジアムを分けて設計するというのは実際できていない。

B委員 Aゾーンと Bゾーンは地理的に分けられそうに見えますが、一括発注の方がもちろん安く済むのであれば、その方がベターなので、当然のことだと思うが、分けることで安くなるような場合もあるかと思う。

他の工事に比べて金額が極端に高いので、少しでもコストを下げる方法があれば、そちらに切り替えたらどうかと。最初からもう一括発注で、それがベターだという考えなのか。

担当課 業者にヒアリングすると、同時に着手して同時に完成するほうが効率が良く、時期をずらしてその同じ 1 社で施工しても、効率が下がるという話だった。

B委員 人件費の意味では、同じ期間で施工した方が、もちろん当然安くなる。別業者となるとまた違う話だが。

C委員 1 度不調になっているが、その理由はわかっているのか。

担当課 物価高騰だと思われる。想定した上で設計会社と設計をしていたが、コストが上がりすぎた。

C委員 コストとは人件費、物品費なのか。

担当課 設備関係が特に上がり方が異常だった。3 ヶ月に 1 度発刊の刊行物で単価を採用しているが、3 ヶ月で特に設備関係や電気など相当上がっていた。工事は公表して発注して、

入札するという流れなので数か月かかる。そのような面から、物価高騰についていけなかった。

C委員 ということは、2回目の発注は内容を見直したということなのか。

担当課 新たに予算を積めないで、コストを下げるために予算の中で優先順位をつけて設計内容を見直して工事取り止めするところを考えた。

C委員 規模縮小ということなのか。

担当課 はい。大きく公園のコンセプトを変えないで、材料の変更などを行った。

事務局 1回目に不調になった入札の予定価格が24億6800万円ぐらいで、それに対して1社だけ、F社が応札され、応札額が29億9000万円ということで、要は値が合わないという意思表示の入札だった。

それを受けて値段が合わないところを精査して、コストダウンできるところはした上で、2回目の発注を行った。

C委員 ということは、施設も、当初予定していたものよりも、ランクが下がっているということなのか。

担当課 グレードを下げた部分がある。

C委員 耐久年数が劣るとか。

担当課 そういうところは変えずに、例えば木の本数を減らしたり、クラブハウスの仕上げ材を変えたりした。

C委員 変えたことによって耐用年数は落ちないのか。

結果、将来的に老朽化が早くなり、その整備費用が将来的にかかるとかそういった懸念はないのか。

担当課 耐用年数に直結するようなところには手を入れていない。例えば配管の材料を劣化が早い物に変えるなどはしていない。基本は構造的に変わるようなところを変えていない。外装のところで少し金額の低い材質のものに変えたりしている。

C委員 危惧されるのは、金額を落とすと、業者が手抜き工事をする恐れがある。

将来的に市に負担がかかってくるという恐れがあるから。予算の関係があって難しいと

ころではあるが。

担当課 人件費は削っていない。

新たに設計し直して再入札という形にさせていただいているので、設計内容の変更による手抜き工事等はないと考えている。

C委員 入札参加資格が観覧席 490 席以上となっているが、490 席の根拠は何なのか。

担当課 今回はなでしこリーグの一部リーグなので、一部リーグの加盟基準の中に、スタジアムが 1000 席以上という条件が 1 つあり、観覧席として椅子をきちんとつけて、座っていただけるのが設計上は 490 席になる。それ以外は、立ち見も含め、芝生席がある。

C委員 その 490 席というのは何か決まり事があるのか。例えばその競技場の広さによって座席をこれだけ設置しなさいとかそういう決まりはないのか。

担当課 リーグとしては 1000 席以上という条件がある。

1 つ上のリーグでは 5000 席以上と、リーグによって異なる。それ以上あれば問題ない。

C委員 スタジアム全体で 1000 席以上あれば観覧席が例えば 400 席でも別に構わないのか。

担当課 はい。

C委員 サッカーチームをホームスタジアムに誘致したとのことだが、使用料を取るのか。

担当課 はい。ここは都市公園で市の施設になるので、施設としては利用料金制で貸し出すということなので、年間に限られた試合数ではあるが、借りていただくことになる。

B委員 ホームタウンにしたということだが、審議資料にチームの名前がなかったので、スタジアムだけなのかと考えながら聞いていたが、今初めて知った。これは公園単体の話ではなくて、本拠地変更をするチームのホームタウンとして、それに対する準備をするということで、一連の流れの中の 1 つ。単体でここだけということで無いのかなと。

C委員 この金額で参加業者が 2 社しかないのが少ないと思うが、そのノウハウを持っている業者は少ないのか、又は金額的に儲けがないということか。

事務局 施工能力がある業者は、他にもいると思われる。

実際、営業というか、入札がどんな感じになるのか探りに来ている業者も何社かいたが、蓋を開けて見ると値段の面があったのではないかとと思われる。また、万博のために人手が

そちらに取られているとも聞いた。

A委員 参加資格があった業者はどのぐらいいたのか。

事務局 市外業者の第1から第4希望で237社の登録があり、経審の点数が1150点以上の条件だとそこから更に少なくなる。建築一式工事だけだと107社いるので、土木一式工事でも、1150点以上になるともう少し少なくなるが、規模感的にはおそらく40～50など数十単位の数が対象だったと思われる。

C委員 それを考えると少ない。

B委員 取り立てて難しい施工の部分があったりするのか。

担当課 基本的にはない。住宅で囲まれているということはある。

A委員 売り手市場的なところなのか、他の割りのいいところを目指して他へいってしまう。

B委員 費用が上がってしまうところが難点かもしれないが、応札が少ないのであれば、AゾーンとBゾーンを分けて発注したほうが応札はたくさんあったのかもしれないと思うが、難しいかもしれない。やってみないとわからないところ。

案件3 市立加賀田小学校・公民館複合化改修工事

(担当課：教育総務課)

(1) 抽出理由

こちら1社入札になっており、なおかつ、落札率98%と高いので内容を詳しく審査したいと思い抽出した。

(2) 主な質問及び回答

B委員 市内業者の応札だった。

事務局 はい。

B委員 想定では、何社ぐらい応札があるイメージだったのか。最初から1～3社ぐらいを想定していたのか。

事務局 毎年、年度当初にこのくらいの規模の工事があるが、大体6、7社ぐらいは応札があったので、それぐらいを想定していたが、時期が悪かったのか、そもそも1回不調に

なっていたというところもあり、応札が少なかった。

B委員 不調のときは、参加業者はゼロだったのか。

事務局 はい。

B委員 見直してようやく 1 社の応札があったと。

事務局 はい。何とか応札していただけた。

B委員 この工事は、特に金額のやりとりなどは無かったか。

案件 2 の例だと、F 社は価格超過で応札があったという話だったが。

事務局 案件 2 の F 社はこの金額では応札できないという意思表示で応札していただいていた。

今回不調になった時も市内業者に担当課から聞いていただいたが、エレベーターがこの時期、この工期内に入らない、ということで不調になったのが 1 つの理由としてあった。このときに 1 度エレベーターを外して再発注している。その結果応札された。

B委員 エレベーターを外して、1 社は来てくださったわけだが、根本的な理由はおそらく別のところにある。イメージしていた 6、7 社来なかった。別の理由がないのか。

事務局 エレベーターが入らないかもしれないというのが案件公表した後に情報として入ってきて、結果応札がなかったというところと考えられる。

業者から、エレベーターが搬入できなかったときの工期の延長は可能かと質問があり、それができないという回答だったので応札ができなかったということだと認識している。

この工事は、設計業務を行っていたが、エレベーターが納期待ちになる情報は特に入ってきていなかったなので、通常通り発注した。

B委員 それは 1 回目の入札の話なのか。

事務局 はい。エレベーターを外して 2 回目を発注した。

A委員 再度発注するときの条件の変更内容としては、エレベーターを外してその分金額を抑えたということか。

事務局 はい。

A委員 それでも1社しか応札が無かったのはなぜなのか。

事務局 去年度も、放課後児童会整備工事が1回不調になった。年度途中に発注する工事がどうしても不調になることが多いという印象はある。

B委員 工事内容としては、複合化は特に難工事ではないのか。

事務局 小学校の空き教室の内装を変えることで公民館に活用するという工事になる。

B委員 そこまで難しくなさそうに感じる。

事務局 トイレを小学生用から大人用に変更など、そこまで難しいというわけでもない。ただゾーニング、小学生が使う部分と民間で使う部分を分けて設定する必要がある。

C委員 すでにある公民館はどうするのか。

事務局 将来的には別の活用をするか売却するかという方向性はあるが、まだ検討中かと思われる。

C委員 売却して財源にはしないのか。

事務局 財源にするような方向性も聞いているが、最終的にどうなるかまでは把握できていない。

C委員 そういうことを決めずに先に複合化をしてしまうのか。

事務局 私はたまたま7～8年ぐらい前に市の施設の活用を検討する部署にいたが、その時は公民館の機能を隣の小学校に移して、その土地を売却するか、または別の利用できる方に使ってもらおうかというような検討をしていた。

今どのような方向性かは把握できていない。

C委員 公民館自体はまだ使えるのか。耐用年数は過ぎていないのか。

事務局 加賀田公民館自体はかなり古い。古くはあるが、例えば大規模改修工事をすることによって、もう少し長く使えるということはある。

C委員 長寿命化工事をして、例えば何年ぐらい延びるのか。

事務局 改修する内容にもよるが、10年や20年。

C委員 長寿命化について、国の基準などがなかったか。基準を決めずに、単純に長寿命化しようと工事している訳なのか。

来年度はこの工事をやることによって20年持たそうかとか30年持たそうかとか、その目標を持って工事するのではないのか。

事務局 設備の優先順位をつけて、着手していくのが通例かとは思われる。

担当課 文部科学省では、長寿命化の条件として建物施設は40年以上経っているのが前提であり、それを基準に長寿命化工事に入るのか入らないのかを決めている。

公民館の今後の方針については、担当課がまた別なので、今後売却していくのか、他の活用の仕方があるというのは、別の課で検討している。

B委員 スケジュールについて改めて伺いたい。今回のような工事を入札で実施しようと決めるとき、年度の途中だと不調になりやすいとの事で、次の年度か、前の年の当初にやるのが理想的だと思う。

だとすると、そこで発注できないのはなぜかという疑問が生じる。

今回は10月28日開札となっているが、そのスケジュールは、何月の時点でこの工事をするという話になったのかを伺いたい。

年度の当初ではないということは途中から発生して、それは何か別の会議があつて、その審議を待ったのか、それとも、現場から求められるのか。

事務局 一般論としては、財源の関係がどうしてもある。国費の補助が入ったりする場合はその年度の縛りがどうしてもあるので、国費の条件はいろいろあるが、年度内に発注しなければいけないので、年度を変えとなると、財源の面からまた段取りをし直さないといけなくなり、実務上は、同一年度内で片を付けたいというのは往々にしてある。

C委員 この工事は令和6年度の当初予算で要求してないのか。

担当課 令和5年度の補正予算で繰り越ししている。

B委員 予算の確保自体は年度当初で確定しているということか。

C委員 令和5年度の補正だと令和6年4月以降ですぐに発注できるはずでは。

担当課 設計業務が、令和5年度の分が令和6年度に入ってもまだ続いており、工事が発注できる段階ではないということで、実際の工事発注は遅れてしまっていた。

事務局 設計業務と工事をあわせて繰り越したので設計業務が終わらないと工事が発注できない。その設計業務が年度当初まで続いていたので、終わってから発注した。

C委員 この工事は国の補助金が出ているのか。

事務局 出ている。

B委員 早めに発注をお願いしますとしか言えない。競争原理を働かせるために。

C委員 この工事は優先順位が上の方ではなかったのか。優先順位が高ければ、令和6年4月以降で取りかかれるように設計業務を当然終わらせるはずでは。

B委員 無茶なことは言えないわけだが、もし本当に年度の後半だから応札業者が少ないということであれば、もう原因がはっきりしているので、そこをうまくしていただくより他の道はないのかなと。

事務局 設計業務で若干円滑にいかなかった事情が幾つかあり、有り体に言うと設計業者が不良業者だった関係で、業務が非常に滞っていたのを何とか間に合わせたという裏の事情があった。

C委員 そういうのを言ってくれないと、オブラートに包まれたら余計こちらもしっかりさせないと、となる。

事務局 担当課は大分急がせようとしたが、全然話にならないような業者を、何とか設計まで終わらせたというところがあったので、そこは円滑に進んでなかったという事情があった。

B委員 課題意識は持っていただけたら。今後うまくいきますように。

案件4 市立西中学校外3校体育館空調整備工事

(担当:教育総務課)

(1) 抽出理由

この件も1社入札というところと、他にも同種の体育館空調整備工事を発注しており、他の工事ではもう少し多くの応札者がいたのに、この工事だけ1者になった理由を詳しく聞きたく、抽出した。

(2) 主な質問及び回答

B委員 他の工事と違ってこの工事が1社しか応札がなかった理由は何か。

事務局補足 (令和6年度に発注した体育館空調整備工事は3件で、2件は11月開札、1件(この案件4)は3月開札だった。)

事務局 おそらく業者が他の工事に入っていて、応札できなかったと思われる。

C委員 工事期間は重複してないのか。重複しているなら理由になるかもしれないが。

事務局 1つ考えられるのは、3月からの工期で6月までという期間で発注しているが、他の自治体が例えば4月に年度が変わってから大きい案件を出す傾向があるので、そこで技術者が取られる可能性を懸念していたのかもしれない。

B委員 そうすると、年度の最初も難しい、後半も難しいという話になるのでは。

事務局 河内長野市も過去に4月に1億円ぐらいの案件を発注したこともあり、予算のついた大きい案件から4月以降に発注するのが一般的によくあることなので、言い方が悪いが、もっと大きい案件に対して準備していた可能性がある。

B委員 他の市も確認しながら、ということか。

事務局 はい。

B委員 トータルの結局後半の発注は厳しい。4月からの仕事をみんな見据えて動いているのではないか。

事務局 手持ち工事を消化しつつ来年度に向けて戦略を立てているという動きが多分あるのかと思われる。

B委員 そうすると、4月5月に戦わなきゃいけない。それが一番競争原理を働かすやり方だと。しかし7社応札があった工事は11月開札だった。

事務局 年度内に工事が終わる分には技術者がいれば仕事が増えるだけなので、受注しにきているのではないかとと思われる。

事務局 11月開札のうち1つの工事はG社という市内業者が落札した。この業者に案件4についてどうかと担当課から聞いてもらったが、G社は技術者が3名程しかおらず、今の

工事が終わらないと次の応札ができないということで、技術者がいれば応札してもらえた
と思うが、技術者の配置ができないということだった。

ちなみに空調の工事で応札に参加する市内業者は、本市では1社のみである。

A委員 3つの空調整備工事について、工事内容としては同じようなものか。

事務局 はい。

A委員 発注を分けているのはエリアで分けているのか。

担当課 北部エリアと南部エリアで中学校は分けている。

C委員 空調の設置には何か基準があるのか。

担当課 基準は特にないが、国の補助金で整備できる。要件としては、建物に断熱性を持
たせるなどの基準はあるが、その断熱性も基準までは発表されていない。

C委員 河内長野市の小中学校のエアコンの設置率はどれぐらいなのか。

担当課 普通教室は、平成30年度と令和元年度に小学校、中学校共に整備している。管理
諸室、職員室やパソコン室、図書室などはそれ以前に整備している。

小学校と中学校の体育館は今回で100%になる。エアコンが設置されていないところは、
特別教室、理科室や美術室、家庭科室などがまだ設置できていない。

案件5 新学校給食センター整備用地造成工事監督支援業務 (担当: 学校教育課)

(1) 抽出理由

業務の中で唯一、随意契約となっており、随契理由等を審査したく抽出した。

(2) 主な質問及び回答

A委員 工事監督支援業務というのは、工事監理とどういう関係なのか、同じものを指し
ているのか、それとも少し違うのか。

担当課 工事監理自体は本来市職員が行う中で、この工事監督支援業務は実際に図面通り
施工ができていないかの工事監理の側面も当然ありながらも、市の技術者が不足しており、
市の技術者が監督する業務そのものを支援するものになる。例えば現場常駐して日々の巡
回支援や、図面の内容で質問があった場合の対応、また、宅地造成の許可についても各種
相談や、時には一緒に大阪府の方と協議を行っていただくなど、総合的に委託をしている。

C委員 現場常駐しているのは1人なのか。

担当課 現場常駐は1人で、また別で工事監理の技術者がおり、そちらの方も必要に応じて現場に来て協議を行っている。

A委員 これまでの造成工事について、工事監督支援業務を契約していることがあったのか。

事務局 下水道課では、包括委託として、技術支援で実際の工事監督に携わるという業務があるが、今回の工事監督支援業務はおそらく初めてだと思われる。

本市の技術職員の配置の関係で、造成工事に技術者を配置することができなかったため、工事監督支援業務を発注したものになる。

C委員 ほとんど人件費になるのか。10ヶ月の期間、実質9ヶ月ぐらい、長さから考えて高いなという気がするが、いかがか。

担当課 現場常駐監理や、大阪府との協議、工事業者への対応など、様々な業務を委託しており、決して高くはないと考えている。

C委員 ここで言っても仕方ないが、技術職員がいないからそうになってしまう。技術職員を採用した方がはるかに安くつくでしょう。

事務局 技術職員の採用自体は、近年、人事部局も力を入れているが、なかなかうまくいっていないのが現状である。どの自治体もそうだが、自治体間の競争でも勝っていると言いがたい状況で人材確保は課題となっている。

A委員 造成工事について、いわゆる工事監理は通常は別で発注したりするのか。

事務局 大規模な造成工事だったので、技術職員がいたとしても工事監理業務を発注している可能性はある。

造成工事自体、大規模な案件はあまり数が出ないもので、その中で各種の規制との兼ね合いもある中で、工事監理していくというところがノウハウ的に難しいところもあり、専門性のある業者に外注するという形をとっている。

造成工事自体が少ないので、いつも直営で工事監理しているかどうかというと、あまり案件がないというところ。

C委員 随契理由について、この業者しかいなかったのか。登録業者の数は何社いたのか。

事務局 建設コンサルタント業務（鋼構造及びコンクリート部門）で言えば、第 1 希望では 52 社の登録があった。しかし、この造成工事の後の本体工事に続くところで、もともと H 社が造成工事の設計業者であり、アドバイザリー業務についてプロポーザルで選定された業者になる。

C委員 プロポーザルをしていたのか。

担当課 順番にご説明すると、まず給食のあり方を検討するために給食のあり方検討委員会をプロポーザルで行った。これは別の業者が受注したが、その後、給食のあり方検討委員会の成果を踏まえて給食の基本計画を策定した。この業務をプロポーザルで受注したのが H 社と、連名で I 社だった。

その後、給食センターを造成した土地に建物を建てる際の手法が、設計業務と建設工事と維持管理運営を包括的に委託する DBO 方式（デザインビルドオペレート方式）で、この発注についての支援業務（アドバイザリー業務）を給食の基本計画を受注した I 社と H 社に随意契約という形で委託したという経過があり、その次にこの工事監督支援業務について、H 社に委託したという流れになる。

A委員 基本計画の策定はプロポーザルで行ったのか。

担当課 プロポーザルで実施した。

C委員 DBO 事業というのはどのようなものなのか。

担当課 設計業務と建設工事、今回だと給食センターになるがその後の維持管理運営も含め、この一連の業務を包括して出す。

設計のデザイン、建設のビルド、維持・運営のオペレートの頭文字を取り、DBO 事業という。

A委員 設計と建設と維持管理を一体というか、一貫して行うということになると、最初の段階で、設計はどこ、建設はどこ、維持管理はどこ、誰が監督をするのか、決める必要はないのか。

担当課 この給食センターの設計業務は令和 6 年 12 月から始まっており、令和 6 年 9 月に DBO の事業で実施するグループを決定して、契約も済んでいるというような状況である。

A委員 DBO 事業の金額は。

担当課 契約金額としては約 87 億円。設計建設の期間が、令和 6 年 12 月から令和 8 年 10 月までの約 2 年間。

それに加えて維持管理が 14 年 7 ヶ月で、令和 23 年 7 月までとなっている。

A 委員 この中に、今回の工事監督支援業務は入らないのか。

担当課 別業務となっており、あくまでも給食センター本体の建設の方の業務になる。造成工事については、DBOの企業がやることの前段に先に造成工事だけを前もって並行して進め、この造成した土地に選んだDBOのグループが建設をしていく形になる。造成工事だけ先に従来の形で設計業務をして発注した。

A 委員 いわゆるDBO事業は、造成の後に始まるということか。

担当課 今回の事業についてはそのような形となる。

中には造成工事も含めてDBO事業というような形で実施されているところもあるが、本市の場合は令和 9 年 1 月の稼働を目指す中で、造成工事は先行して実施し、そのあとDBO事業としての建設が始まるという形。

A 委員 造成も含めたDBO事業はできなかったのか。発注時期の問題はあるだろうが。

事務局 造成工事だけは別発注で通常の工事としている。通常の工事としてする分には通常の入札の手続きで、市内業者が応札できる。

全体として効率化を図るのか、或いは分けて発注して市内業者の受注機会を増やすのかというところの兼ね合いが難しいところがある。

担当課 令和 9 年 1 月の稼働を目指す中で、造成工事を含めたDBO事業とすると、スケジュールが間に合わないということで、DBO事業者を公募することと並行して造成の設計・工事を先に進めたということになる。

事務局 DBO方式で事業者を決定することは、時間と労力をかなり要する。DBO事業者を決定してから造成工事を行っていたのではスケジュールが間に合わなかったため、造成工事を先に別出ししないとけなかったというところ。

担当課 DBO事業者への要求水準書は約 100 ページあり、公募から事業者の提案まで約半年を要する。公募の前には募集要項や要求水準書を作成する中で、アドバイザー業務で造成工事の設計を先に進めて、造成工事を発注した。

事務局 一般論として計画的にやればいいのかという話はもちろんあると思うが、この場所にもいろいろ、用地の活用方法なども含めて庁内の方針が出るまでに時間かかっていたという、スケジュールがどうしても押してしまう事情があり、その中で造成工事を別出しして、スケジュール的に何とか帳尻を合わせざるをえない状況だった。

A委員 その造成工事の設計は、入札するとスケジュール的に厳しかったのか。造成工事の設計は随契ですね。並行で造成工事の設計を入札することはできなかったのか。

今のご説明で、説明がついていたのかというところ。

DBO事業者に設計させるというのが、それで期間短縮になったというのがよくわからない。同時に、造成の設計の入札をするということではいけなかったのか。

担当課 ここについては、実際に要求水準書を作る中でどのような造成地にしていくか、といった内容についてや、DBO事業者の募集要項を作成したり、給食の基本計画の策定業務に関わっていたI社、H社に委託することが効率的ではないかということで随契をしたが、必ずしもそこについては、期間云々という、造成工事だけを別で発注したところについては期間の観点、多分にあるが、A委員が仰っているような造成工事の設計自体をそこに outsourcing することで短縮が図れたかというのは別問題であると考えている。

A委員 懸念しているのは、プロポーザルで受注した、そこまではもちろん適正にというわけだが、これを受注してしまえば、あれもこれも随契で受注できるということになっていないかというところを、一番心配している。設計業務についてもそうであるし、設計業務を受注したから工事監督支援業務もうちしかできないでしょう、この金額でしかできませんよ、でもう任せざるを得ない状態にならないだろうかというところ。

事務局 ご指摘の点はごもっともなところ。

実際、ここしかできないという前提で後ろの業務の発注が進んでいるというところはやはりあるかと思われる。一方、円滑に事業を遂行するというのが絶対なので、どうしてもそこで、競争入札にできるかというとなかなか、踏み切れないというのが実情である。

A委員 どこまで業者が見据えてプロポーザルに応募しているかというところはあると思うが、言ってしまうと、プロポーザルがある程度価格面も考慮されるわけなので、後で随契案件があるとわかっていれば、先の案件は安く応札してしまっていていいということに、民間業者ではそういうことを考えるので、そういうことに巻き込まれていないかということ、懸念している。逐一もちろん、価格含めて精査していただいているということは大前提だと思う。少し気になった。

C委員 給食センターの建物の基本設計には取り掛かっているのか。

担当課 建物の基本設計は令和 6 年 12 月に議会の議決後に開始して、今、実施設計が終わるぐらいの段階である。

C 委員 工事はいつから始まるのか。

担当課 令和 7 年 10 月 1 日から仮設工事に入り、令和 8 年 10 月末竣工予定で、その後 2 ヶ月間開業の準備期間を経て、令和 9 年 1 月から稼動開始という予定となっている。

C 委員 現在の給食センターの跡地活用について、検討は進んでいるのか。

担当課 産業用地化の方針というのが、大きな枠としては決まっている中で、実際にはまちデザイン課、学校教育課、公民連携課で音頭を取る形になる。

C 委員 企業誘致の方向なのか。

担当課 もともと産業用地のエリアで、その一環として当時の担当課が、産業用地化していく方針で一旦決まっている。ただ、具体的にどのような形で売り出すのかどうかということも含めてまだこれから話である。

4. 総括(委員長)

今回も、事務局の皆さんには大変ご準備いただきまして、ありがとうございました。

今回も自動運転や熱中症対策といった、新しい政策課題に関連した入札契約について、十分な審議ができたのではないかと思います。

それぞれの審議の中で、物価の高騰や人手不足などの従前からの課題と、DBO 事業といった新たな方式についても、また様々な課題を見いだすことができたのではないかと思います。

本日の議論を踏まえて、また更に適正な入札契約を進めていってもらえたらと思います。

5. 閉会あいさつ(契約検査課長)

本日はご多忙の中、入札等監視委員会にご出席いただきましてどうもありがとうございます。

また活発な議論、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

引き続き公共事業の公正な発注のために、適切な入札を実施して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今後ともご指導をいただければ幸いです。

本日はどうも、ありがとうございました。